

令和9年4月に市外から市内保育所等の利用を希望する方へ

保育所等…認可保育所、認定こども園（保育利用）、家庭的保育事業、小規模保育事業等の施設・事業

申請時点で横浜市外の国内にお住まいの方で、横浜市内の保育所等の利用を希望する方へのご案内です。

確実な転入予定がありますか？

1 利用開始日の前日までに横浜市への転入予定がある

⇒港南区（転入予定先の区）こども家庭支援課に直接申請ができます。

申請に必要な書類及び「横浜市に転入することがわかる書類（※1）」を提出してください。

注意 提出書類から利用開始日の前日までに横浜市に転入する旨が確認できなかった場合、直接申請の対象外となり、2の取扱いとなります。その際は再度お手続きが必要となるため、申請締切日の1週間程度前までにご提出ください。

申請先：港南区（転入予定の区）こども家庭支援課

必要書類：申請に必要な書類＋横浜市に転入することがわかる書類（※1）

※1 横浜市に転入することがわかる書類とは次の内容が確認できる書類です。

転入予定申立書（港南区ホームページに様式を掲載しています。）

もしくは以下がわかる書類

- ・契約者氏名
- ・横浜市への転入時期（引き渡し日が利用開始日よりも前の日付）
- ・転入後の住所がわかる資料

【例】賃貸契約書、不動産売買契約書、工事請負契約書 等のコピー

2 横浜市への転入予定がない

⇒4月申請では、市外在住者として二次利用調整から対象となります。（※2）

申請時点でお住まいの市区町村を通して利用申請します。

横浜市の申請締切日の1週間程度前までにお住まいの市区町村にご提出ください。

申請先：現在お住まいの市区町村

必要書類：申請に必要な書類＋現在お住まいの市区町村が求める書類

※2 利用調整基準の別表2における「9 保育士等」の要件を満たす場合は、一次利用調整からの対象となり、市内在住者と同様にランク等を判定します。

「9 保育士等」の要件を満たし、一次申請に申し込む場合には、現在お住まいの市区町村への申請時に横浜市の一時申請の対象者である旨を必ず申し出てください。

○お問い合わせ先：

港南区こども家庭支援課保育担当 TEL：045-847-8498 FAX：045-842-0813

受付時間：午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日除く）

○港南区ホームページ

「保育サービスの紹介・保育所等の利用申請」



○横浜市ホームページ

「令和 9 年度に保育所等の利用を希望する方へ」

